

令和2年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年9月14日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月24日 午前10時00分		
	散 会	9月24日 午前11時58分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	—	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

## 令和2年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

令和2年9月24日（木曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ **座間味 薫 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

10番與儀常次議員の発言を許します。與儀常次議員。

○ **10番 與儀常次 議員** さきに通告していました3点について一般質問を行います。

質問事項1. 今帰仁村の農業振興について。質問要旨(1) 一次産業の農業、畜産業の今後の振興についてお伺いします。質問要旨(2) 今帰仁村中部地区、西地区への農業用水についてお伺いします。

質問事項2. 新型コロナウイルス感染症の対策についてお伺いします。質問要旨、今帰仁村でも感染者が出ましたが、今後村民への対策・支援はどのように進めていきますか伺います。

質問事項3. 新庁舎建設についてお伺いします。新庁舎建設はどのように進めてまいりますかお伺いします。以上。

○ **座間味 薫 議長** 久田浩也村長。

○ **久田浩也 村長** 議員各位、傍聴席の皆様、おはようございます。10番與儀常次議員の質問にお答えをいたします。

質問事項1. 今帰仁村の農業振興についてをお答えいたします。質問要旨(1) 一次産業の農業、畜産業の今後の振興については、今帰仁村第4次総合計画では、第一次産業を基盤とした積み上げ方式の産業振興を掲げており、本村の農業は村民の生活を支える基幹産業として認識をしております。現在、本村では村内の農業者と関係機関で構成されました産地協議会、和牛改良組合があり、各々の課題等の解決に向け熟慮を重ねているところであります。今後とも関係する機関などの意見を拝聴した上で進めていく考えです。質問要旨(2) 今帰仁村中部地区、西地区への農業排水についての村の考えについては、農業を行う上で水は欠かすことのできない存在であり、安定的に農業用水を供給することは重要なことと認識しております。現在、村としましては、農業基盤整備促進事業を活用した「国営羽地大川土地改良区勢理客地区畑地かんがい事業 農業用排水施設」を着実に整備するとともに、天底第2地区の農業用排水施設整備についても令和3年度の事業採択に向け準備を進めております。新たな整備につきましては、地元のご意見及び村の財政状況を確認しながら検討をしていきたいと考えております。

質問事項2. 新型コロナウイルス感染症の対策について、お答えをいたします。

本村で感染者の発生が確認されたことに伴い、罹患者もしくはその世帯から申し出があった場合、マスクや消毒液等の配布を行っています。合わせて村内の感染状況を注視し、これまでと同様に村民には感染防止策の徹底を求めてまいります。そのほか村民への給付金事業として家計支援対策事業、新生児子育て応援特別定額給付金給付事業、特別定額見舞金事業を順次実施してまいります。

質問事項3. 新庁舎建設についてお答えをいたします。

新庁舎建設については、現在基本設計を終え今後実施設計へと移行してまいります。おおまかなスケジュールとして今年度中に実施設計を完了し、令和3年8月をめどに工事に着手、令和5年1月の供用開

始を目指しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今説明を受け、再度、質疑一つ一つやっていきたいと思います。

今後の農業振興として今説明受けたんですけれど、産地協議会は幾つありますか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 10番與儀常次議員の質問に対しまして、説明をいたします。ただいま村内におきまして、産地協議会は幾つあるかという質問でございますけれども、現時点、産地協議会については6つの協議会があります。その他、協議会としてプラスチックの適正処理協議会とかサトウキビ防除協議会、担い手育成総合支援協議会、赤土等流出防止への対策地域協議会もございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時07分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時07分)

與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 これは畑関係の6つとその他の4つということで畜産は別ですよ、組合協議会は、畜産は幾つございますか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 先ほどの質問は協議会の質問でございましたので、協議会について説明させていただきました。こちらの説明の漏れもありましたので申し訳ございません。畜産につきましては和牛改良組合というのがございます。畜産についてはその中で協議をしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 畜産については和牛改良組合だけしかないんですか、アグーとか豚は別の山羊とかはございませんか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時08分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時09分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問について説明いたします。畜産部門については牛・山羊がございます。養豚については現在ございませんけれども、山羊についても山羊の共進会ということで村のほうから負担金を拠出して、いわゆる肥育技術の向上とか飼養管理技術の向上を目的に共進会を開催しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 畜産においては和牛改良組合と山羊があるということで、アグーはいろいろ今帰仁村でも今帰仁アグーとか金城アグーとか名前あるんですけれど、組織はないということで認識してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問について説明いたします。村が直接その中で協議会に入っているというのは、養豚に関しては現時点ございません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 牛についてはあるけれど豚はないということで、今後アグーが主に豚は生産は今帰仁村でやると思うんだけど、そういう金城アグーとか今帰仁アグーはまとめて今後ブランド品に向けての対策、そのためにも組合が必要だと思うんですけど。今後、豚についてはどういう考えで進めていくおつもりですか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問について説明いたします。

去る豚コレラですかCSF、そういった関係がございましたのでその飼養農家といえますか生産されている農家、養豚農家とは担当のほうがか細かく調整をしております。そう件数も多くないものですから、個人的に飼っている方もおりますのでその辺も踏まえておっしゃるとおりアグーについてもブランド的な価値はかなり高いと思いますけれども。ただ、全体的な飼養戸数といえますか農家戸数が少ないものですから、今その団体ではなくて個々に担当のほうがかいろいろなそういった去年発生しましたCSFですかね、コレラの件についても細かく情報共有しながら北部家畜保健事務所、JA等を踏まえて連携しながらそういった対策も進めているという状況でございます。また飼養の家畜のそういった肥育状況とか養豚についても、そのあたりも担当を通してJAとかそういった北部家畜保健事務所の専門の方々と調整しながら進めているという状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今、各部会が産地協議会とかキビ等含めて山羊とか畜産のアグーとかもありましたけれど、そういう組織を網羅して6月議会でもやりました。別の地域みたいに第一次産業に関わっているメンバーの組織づくり、年に1、2回はみんなが集って今帰仁村の今後の農業・畜産だけじゃない、みんな第一次産業に関わっているメンバーが集って会合をする場をつくる必要があるということで前に課長と1、2回は協議しましたけれど、もっと幅広く多くの皆さんが今後の今帰仁村農業振興のために話できる場をつくるべきだと思いますけれど。それでないと横の連携が取れなくていろいろ個人個人、アグーなんかは個人個人でやっていますのでぜひそういう組織、全体像の組織をつくるべきだと思いますけれど、これについて村長どう今後農業振興を進めていくおつもりですか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問について説明いたします。

議員おっしゃるとおり横のつながりが非常に重要になるというふうには認識しております。また村全体でどのような方向に持っていくかということもおっしゃるとおり重要なこととだと認識しております。ただ、現時点でさまざまな協議会、先ほど村長の答弁もありましたけれども、それとJAに関連するいわゆる生産部会等、あと花卉農協が行っています総会等にも可能な限り経済課としては参加しております。村長、3役も含めて参加している状況でございます。その中で意見を拝聴して、やはり熟度が増せば議員がおっしゃるとおり、さらに高い位置といえますか村全体どのように動くかということまで持っていきたいと思っております。昨日も座間味議員のほうからもありましたけれど、個々の体力が果たしてどこまできているかということもじっくり精査しなければならないと考えておりますので、そのあたりを踏まえて現時点

は答弁のございますとおり、しっかりした協議会の中で熟度を増していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今の課長の説明、十分分かりましたけれど、全体一気にじゃなくて、できる人から小さな輪から大きな輪に広げていくのがベターだと思います。役場、JA、生産農家みんなが一堂に集ってミーティングしながら今後の今帰仁村の農業振興について語らなければ人材育成、後継者づくりもできない。将来の10年後、20年後どうしていくかという今帰仁村のみんなが集って話す場をつくれば、農業で儲かる地域ということで次はブランド品につなげていけると思います。今、スイカ・マンゴーについてもいろいろふさと納税出していますけれど、おのおのの農家で味が違うというのが今ぼんぼん電話がきております。糖度計、何で別の地域はいっぱいあって、同じ品質で同じ糖度でふさと納税の返礼品出していますけれど、この前きたスイカ・マンゴーおいしかったけれど、今日のはおいしくなかったとかいうことで。そういうのがありますので。やはり儲かる農業させるためにはみんなで集まってみんなの知恵で役場だけの知恵では足りません。JAも農家もみんなの知恵で進めていくのが今後の今帰仁村の農業振興につながると思っていますけれど。そういう組織が、他の地域はあるんですね、山原で一番農業立村といわれた今帰仁村がまだまだこの組織ができていない、役場は役場で回っているJAはJAで回っている、農家は農家で回っている。そうではなくて、3つの歯車が回ることによって担い手農家、後継者の育成ということでみんなで話し合いながら、畜産も菊・スイカ・花卉いっぱいあります。それによってまた相乗効果もあって畜産の堆肥をどう使うか、農家いっぱい堆肥使うのが今帰仁村でみんな堆肥は別から購入している。この畜産でうまれた堆肥を袋に詰めればみんな使いやすい、バラで堆肥2トン車、4トン車で作業している畑に置かれても使い勝手が悪くてということではいっぱい受けています意見。袋に詰めて乾燥したら使いやすいから、そういう組織をつくって堆肥工場も造ってもらいたい。野菜づくりするため、堆肥を使うメンバー、これを処理する畜産農家が運営担ってみんないろんな意見が出てくると思います。その意見を出せる場をつくってもらいたいということですので、もしつくるのでしたら早めにつくったほうがいい。そういうみんなが集っていい村づくり、いい農業振興できる話できる場を創設するためには、やはりJA、役場担当課、生産農家が集まって意見出せば、だんだんいい意見出てくるんですよ。全体的な大きい意見ではなくて小さい意見からだんだん輪が広がってくると思います。それについてどう今後取り組んでいきますか。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 10番與儀常次議員の質問にお答えをいたします。

質問の趣旨としては、一次産業にかかわっている方々を一堂に会して横のつながりを持って課題解決に向けて意見交換の場を設けてみてはどうかという内容の趣旨だと思うんですけども。それに関しては大変いい提言だと私も理解しているところです。さまざまな産地協議会、和牛改良組合、さまざまな関係機関とその協議をする、しっかりまた目的を持った協議にしなければならないと思っていますので、それに対して意識・意向を確認した上で各協議会との、その中で検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 次いきます。じゃあ農業振興については一番欠かせないのは、私は施設、次は水だと思います、一番水からだと思います。今、今帰仁村の天底校区は東地区は大体整備できました。中央地区、西地区は個人個人、字々で農業用水やっている状況でいろいろポンプが故障したり配管が腐食したり、いろいろ各個人個人でまた出し合って修理している状況であります。今後の農業用水について中央、西地区の今後の農業発展には農業用水の確保が十分なされるべきだと思いますけれど、今後農業用水についてどういう方向で進めていきますか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問について説明いたします。

議員おっしゃるとおり、水あり農業、ずっと議員のほうで各場でもいろんな会合の場でもおっしゃっていることです。これは十分こちらとしても理解しています。また、農家にとっても水がなければ農業ができないということも私も十分理解はしております。ただ、今答弁ありましたけれども今進めております勢理客地区をまずはしっかりと整備していくということと、次に採択を目指しております天底第二地区の今準備を進めております。それをまずしっかり行った上で順次意見を聞きながら、また大きなプロジェクトも村としてはあります。そのあたりも踏まえてやはりかなり予算的な状況もありますので、それを踏まえて末端の整備を進めていきたいというふうには考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 前に吉事のポンプが壊れて大変なことになりました。羽地大川の受益者に入らなくて大変な状況でありました、結果出ましたので。中央地区、西地区のポンプが壊れたらすぐは水出ないんですよね、作物植えたのにみんな枯れてしまうんですよポンプが壊れたら、水が上がってこないから。これ今で壊れる前に予防的に計画しないとあと10年、20年ポンプもちません。10年、20年また今の現役のメンバーは土地売ってそのときは水は要らないというのが現状ですので今が必要なんですよ、今から計画しないと10年かかりますので。今後そういう計画をやってもらいたい。これも長丁場になりますので次に進みます。

次に、コロナウイルス対策です。村独自の生活及び経済支援は今後どういう方法で進めていくか、弱者に対してもです。村独自のコロナ対策の事業が今後予定されていくのかどうかをお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいま10番與儀常次議員の質問についてご説明いたします。

現在コロナウイルス関係の支援策なんですけれども、まず始めに4月27日現在で住民票を登録している特別定額給付金の1人10万円の給付作業が滞りなく終了いたしました。その後行われます村独自の支援事業として、その基準日以後に生まれたお子さん、また基準日以降に申請せずに給付金を受け取れなかったご遺族の方等に踏まえて支給する、村長が説明いたしました家計支援対策事業が9月28日から受付を開始いたします。もう既にご家庭のほうには申請書が届いている箇所もあるかと思いますが、それを速やかに実施していきます。また、新生児の子育て応援特別定額金給付事業に関しましてはその家計支援対策事業の申請状況を見ながら、10月15日をめどに申請を受付開始したいと思っております。合わせてお亡くなり

になった方の遺族へ給付する特別定額見舞金事業に関しても同様に10月15日から給付手続を開始したいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 大体わかりました。前にやった支援事業、役場から社協にお願いして物品、あれは村民から相当好評です。チケットよりはやはりこれがいいと、またお店等々からも大きいお店、小さいお店も単価違うけれどみんな同じ単価で物品購入して村民に支援やったということで。そういう事業一番いい事業だったと思います。役場から社協に委託して、そういう事業をまた今後3波とか出てきた場合に今後の事業の展開としてそういう補助事業メニューが出てくるかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 はい、ただいまの質問についてご説明いたします。

議員のおっしゃる家計支援の物品支給の件につきましては好評のうち、想定した世帯数約900世帯が対象を受けて8月7日終了しております。その事業に関しましては、非常に第2波がきた国内で蔓延した時期含めて、沖縄県に関しては特に緊急を要する事態でありましたので、そのような緊急的な事業を行いましたけれど、今後につきましては国や沖縄県の方針を基本として、村内の新型コロナウイルス感染症の影響は現状を判断しながらその辺のところは緊急に対応すべき事項については対策本部等を含めて協議して行っていくという形になろうかと思っております。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今、課長からも言葉あったんですけど、秋から冬にかけてウイルスがコロナとインフルエンザと一緒にくる可能性がありますけれど、インフルエンザの、先輩方の予防接種早めたり前倒しでとか、こういうのができる可能性ありますか。でないとインフルエンザの予防接種に行きたくない人もいますよね。コロナにかかるかどうかわからないとか疾病とかある方はですね。そういう対策をどのようにお考えですか。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。インフルエンザワクチンにつきましては高齢者に関しては一部補助で昨年から行っております。流行時期を念頭に毎年10月から行うことになっておりまして、今回につきましても10月1日からの開始予定ということにしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 次、学校現場コロナ対策。我々村で予算つけて学校現場のオンライン授業ということで器具云々で予算つけましたけれど、オンライン授業に当たってはお金出して機材は買ったけれど、学校現場の職員とまたこれ配信する側と受入れ側の体制づくり・環境づくりは今後どうしていくのか、売った業者が学校現場から配信する先生方の指導を別の地域では指導する業者を入れて徹底しているという地域もありましたけれども。学校から配信する機材は買ったけれど中身はどうしていくのか、またお家で小学生子供一人でタブレットで授業するのが出てくると思うんですよね、今後このオンライン授業始まった場合です。今後対策として支援、サポートをどうしていくのかお伺いします。



○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質問についてご説明いたします。

学校現場でのコロナによる休業が発生したときですかね、そのオンライン授業等のご質問でございますけれども、これの中身についてはICTの支援員をまず採用するというのと、あと導入するソフトのそのソフトの会社に対してもある程度の使い方というところで支援をしていくということで、子供たちの直接的な支援というよりはまずは学校の教員、先生方に使い方を教えて、休業時もそうなんですけど普通の授業の中でも活用していただきたいと考えております。その授業で活用することによって、子供たちがお家に戻ったときも活用できるのかなと。どちらかという子供たちの操作説明というよりは、教師側の授業を行う課題を出す等のタブレットを使った仕組み、それを習得してもらうということが今後業務で忙しい中、それをどうサポートしていくかというところがちょっと重要なところで考えております。1人で今家にいたりする児童については、今考えているのは前回の休業時にもありましたが、学校のほうで預かり授業も行っておりましたので学校に来てもらって、そこで補講をするという方向で考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 オンライン授業に当たっては、保護者にも一緒に勉強してもらいたいのがあるんですね。夫婦共働きだったら小学生お家で一人でオンライン、タブレットということで授業受ける形になると思うんですけどね。今大学生はみんなオンライン授業で大学1年生は大学は合格していたけれど、友達、同級生が分からないという状況なんですよ、オンライン授業で。孤立する子供たちが、大学生はいいけれど小学生、中学生が出てくる可能性がありますので、そういうのも検討に入れながら対策を視野にやるべきだと思いますけれども、その件ですけどどうお考えなのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

まず、学校が休業にならないということが一番いいことではあります。そこで休業になった場合それについても先ほど申しましたが、休業になる前から授業の中でデジタル教材を使った授業であったり、いろんな可能性が使用についてはあると思いますので、そこの中で子供たちの操作スキルとかその辺のICTスキルというものは上がっていくのかなと考えております。保護者が分かることにこしたことはありませんが、そこまでのフォローができるかということのはちょっと疑問であるところでもあります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今後の世の中に出るためにはこのオンライン授業をマスターすべきだと思っています。この前からデジタルオンラインで仕事できるということで世の中も変わってきていますので、学校でオンラインすぐできるデジタル庁もできましたので、今後これ必要だと思っておりますけれども、これだけではなくて、やはり今課長が言ったとおり対面授業が一番いいと思っています。仲間と一緒に共同で勉強するのも必要だと思っておりますので、デジタルを進めながら対面授業も進められますし、課長がさっきありました支援員をどう確保していくのか、本当に教育委員会が学校が求めている今支援員数はいないと思って

います。支援員については、今コロナ対策で早朝から学校の子供たちの検温をしながら、また授業の合間合間子供たちが触れたところを拭いたりいろいろあって、多くのいろんな支援が必要なんです、現在。特にコロナでオンラインも始まったということで去年よりずっと学校現場は疲弊している状況で、支援員の確保は難しいです、実際。支援員は学校は夏休中報酬がないということで、また仕事量も子供を預かっていますので責任感も重く今の給料では来ないです。この差額はどうか考えていくか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

議員がおっしゃっています支援員というのは、特別支援員・学習支援員のことだと理解しておりますが、特別支援員・学習支援員については毎年ちょっと不足しています。一人足りませんとかというようなお話を議会で報告して、お叱りを受けたりということがありますが、今年度については、当初予定した人数については確保されております。兼次小学校に特別支援員2名、今帰仁小学校に3名、天底小学校が1名、今帰仁中学校3名の特別支援員を配置しております。学習支援員については、各学校1名ずつでございます。ただ昨年と違うのはコロナ禍において、もしかしたら職を失った方がいらっしゃったかもしれないということも踏まえて、応募があったのかなということもございます。そういうことでいいますと、平時コロナが終息した後も働く場として魅力あるところということを考えますと、やはり時給のアップというのは考えていかないといけないところかなと思いますので、次年度については財政側との調整もございまして、できれば上げる方向で。あとはこれは職員の行政職給と連動していますので、ベースアップ等もあるかとは思いますが、その辺も絡めまして検討していきたいと考えております。あと消毒等については、学校の新しい生活様式というのが文科省のほうから出されておりますけれども、今現在学校のほうで罹患者が出ておりませんので過度に消毒する必要はないと、ただし全員が使うようなドアノブとかであったり随分使うところについては1日1回消毒、漂白剤等あとアルコール等を活用しての消毒が望ましいということになっております。そのほかについては、平時の清掃作業で今十分ではないかというふうな指針では示されておりますので、平時よりは去年までよりは十分負担、教員を含めて負担はかかっているのかなとは思っていますが、今のところはこの人員でやっていくということになります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 計画した人数が少なかった可能性はあると思うんです。現場の中身に照らしてその声が現場からありますので、人数の検討もすべきだと思います。これについて今課長が答弁の中であった賃金の件ですね村長、支援員の手当の問題です夏休みとかないんです、だから今後コロナが収まったときまた支援員が足りなくなる状況が発生すると思っています。今日本は働く人が少なくて仕事はいっぱいあったけど、今コロナで停滞している状況であります。コロナが収まったときは、また支援員が応募しても来ない状況が発生しますので、さっきから言うとおりの賃金の件で私は来ないと思っています。仕事量に見合った報酬がない役場の任用職員と同等の扱いぐらいだったら役場がいいです、という形で夏休みも手当もないということでもありますので、働く場所の環境整備も必要だと思います。特に学校現場は支援員については今後そういうのを足りない分の差額はふるさと納税等々でも出せる可能性、私はあると思います。法定ではこれだけだけど、じゃあ支援員が来なければどうするか、いつまでも来ないようではだめだ

と思うんです。今後、そういう可能性はありますので。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時44分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時45分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

現在、特別支援員・学習支援員については、一括交付金を活用して行っている教育環境充実事業でございます。時給のアップというところについては、次年度の割当てというところもあります。それと、あと夏休みと冬休み等の長期休業時についてもできる限り出勤してもらうような方向で。例えば、学習支援員であれば子供たちの学習するための資料づくりということであれば補助事業の対象となります。なので、そういうちょっと工夫をしながら、あと支援員、各学校にいますけども、一堂に会して研修会を行うと、そういうところなるべく出勤してもらうような方向での調整は行っているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 次、庁舎建設についてまたお伺いします。

庁舎建設については現在、基本計画を今後実施へと移行してまいりますということでありまして、村長変わって庁舎建設について何かこっちはこうしたほうがいいのか、こっちは手直したほうがいいのかそういう案とかございますか、お伺いします。今計画していますけれど、例えばガジュマルを残すようになっていけるけれど、これどうしたほうがいいのか、村長が変わってこっちはこのほうがいいんじゃないかということで手直したかも意見ございますか。委員会で進めたとおりでいいのかどうかです。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいま10番與儀常次議員の質問にお答えをいたします。

このガジュマルを残すか残さないかという、ガジュマルに特化したわけじゃないんですけども。この8月の末ごろ、おそらく答申を前村長のほうに出していると思うんですけども、その中でガジュマルの問題も出てきたというふうに思っております。庁舎建設委員会そして景観委員会からは結論といたしまして、残す方向で答申は受けているというふうに私は理解しているところです。職員からの意見もまだ私就任して一月ちょっとですけれども、職員からの意見を拝聴しますとこのガジュマルの問題についてはこの害虫の問題、そして根の侵食の建物への影響、それと倒木の危険性があるのではないかという意見もいただいております。現時点でそういう意見もいろいろ踏まえながら、実施設計においても引き続き検討をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今の答弁ではこの庁舎建設委員会で進めている方向性でよろしいということで認識して結構ですか。村長が変わって何かこっちはこうしたほうがいいのか、あるかどうかお伺いしておりますので。そのままのスケジュールでいいということで判断していいですね。

はい、次です。この庁舎建設は事業認定を受けて今後どのような方向で、スケジュールで進めていくのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時50分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質問についてご説明申し上げます。

庁舎建設予定地、用地購入にかかる収用の進捗と申し上げますか。状況について、事業認定を受けるのに沖縄県に申請する必要があるがございます。要件としましては予算化されていること、それから基本設計を終えていることというのがやはり一つの条件になってまいります。これにつきましては、村の事業遂行に係る意思と能力、それから事業自体の公益性とかを判断するという事でその段階までは一様に詰めてもらってから申請するという事を県のほうからご指導をいただいております。これ今後、基本設計を8月末で終えておりますので、それと土地については昨年度の6月の時点でもう予算化されていて、今年度に繰り越されている状況がありますので、その2つを持って県のほうに申請行きますけれども、その前に一様に住民に対しての事前説明会は持ちたいと。これを持った上で村から県のほうに申請を行うということになります。これは土地収用法の中では村が県に申請をした場合に、申請を受理した日から3か月以内に処分するよう努めなければならないというふうに収用法にうたわれておりますので、村からこの住民説明会を終えて申請した段階から3か月ほどでは認定される、されない、何らかの回答が得られるものと思っております。今の時点では申請前の段階ですので何とも言えない状況ですけれども、今現在は基本設計それから土地の収用に係る予算化というものはもうなされておりますので、この辺はクリアしているものと考えております。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今課長が説明会等との話があったんですけれども、この説明会の掲示はこの村の広報ではなくて新聞等がありますけれど、今後は認定に向けて大体、新聞等で説明会のお知らせをして、どこどこでやりますということで進めていくのはどうですか。この前、県庁であったときはまだまだ申請やっていませんのでと言いましたので申請をいつごろ県に行く予定で進めておりますか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問についてですけれども、事前説明会をいつ頃持つのかというスケジュールのご質問だと思いますけれども、今現在8月末で基本設計まで終えていてそれを同時に県のほうへの申請手続きにかかる書類等も担当のほうで今準備作業を進めているところでございますけれども。今現在議員がおっしゃられた事前説明会についての日程について今は確定したものが現在でありませんがこれは早めにやっついていかないとそれを踏まえて県のほうに申請ということになりますので、速やかに開催していきたいというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 県からもらった資料には、認定庁という知事がやると書かれているんです。また次は市町村と関係者と書かれていますけど、今からの手続として理解してよろしいですか。まだまだ

今から始めると、これで答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまのご質問についてご説明申し上げます。

まだ村のほうから県のほうに申請は上げている段階ではございませんので、これからということになりますけれども。これ村が県のほうに申請を上げて認定をされる、もしくは認定が受けられないというのも含めて県のほうからは3か月以内には回答を出すように努めなければならないというのがありますので、申請時点からまず3か月では認定、そうではないというふうな結果は出てくるものと考えております。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時57分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

次に、山城 太議員の発言を許します。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 さきに通告しました件について質問いたします。

1. 北部テーマパーク事業について。オリオン嵐山ゴルフ場内に新たなテーマパーク構想があるが、村としてどのように捉えどのように考えているか伺います。新庁舎建設について。新庁舎建設についての見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 9番山城 太議員の質問にお答えをいたします。

質問事項1. 北部テーマパーク事業についてお答えをいたします。テーマパーク構想に対する考えについては、本村として同事業は産業の振興や雇用の場の創出、定住人口の拡大、今帰仁を広くPRでき観光振興につながるよい機会だと捉え積極的に関わりたいと考えます。

質問事項2. 新庁舎建設についてお答えいたします。新庁舎建設については現在、基本設計を終え、今後実施設計へと移行してまいります。おおまかなスケジュールとして今年度中に実施設計を完了し、令和3年8月をめどに工事に着手、令和5年1月の供用開始を目指しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 テーマパーク事業の件なのですが、先日も同様な質問があつてほぼ理解できています。1つだけ確認したいことがあります。企業の会社、今名護の公的施設で間借りしていると思うんですが、今帰仁にこの企業誘致という考えはないのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 9番山城 太議員の質問について説明いたします。現在、嵐山ゴルフ場用地で計画を進めていますテーマパーク事業につきましては、ジャパンエンターテイメントが当初設立は那覇市のほうで事務所を構えておまして、最近になって名護市のほうへ事務所を移転しております。今回のそのテーマパーク事業の用地としましては、今帰仁村内で事業展開をしておりますので村としましてはその事務所を今帰仁村へ移動できないかというところを相談していきたいというふうと考えております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 企業が今帰仁に事務所を構えたときには、どのようなメリットが村にはあるのか、そしてデメリット等があれば説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明をいたします。

企業が村内に移動した場合のメリット・デメリットと申されましたけれど、少しデメリットのほうはちょっと想定できないのですが、メリットとしましては、法人税として村のほうに税金があるということが見込まれます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 では、ぜひ力強く企業誘致していただければと思います。1番目の質問は終わります。2番目の新庁舎の件も先日、本日も説明がありまして、もう理解できましたので私の質問はこれで終了します。

○ 座間味 薫 議長 次に8番與那勝治議員の発言を許します。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 令和2年第3回定例会に当たり、さきに通告しました一般質問を行います。

質問事項1. 今帰仁保育所へ向かう道路の交通環境整備について。今帰仁保育所へ向かう道路は道幅も狭く歩道もない道路となっておりますが、通勤通園時間帯には交通量が多くなり法定速度以上のスピードを出す車も目立ち近隣住民からとても危ない道路だと指摘されました。また、保育所近くの交差点は五差路となっており、安全対策を施してほしいとの要望もあります。危険箇所について村当局の認識と対応について伺います。

質問事項2. 仲原馬場の整地について。今帰仁小学校につながる仲原馬場は、同小学校に通う子供たちの親御さんによる送迎に利用されております。毎日たくさんの方が利用することにより、今現在は車の通行に支障を来すほど荒れてきておりますが、整地等の計画はあるのか伺います。

質問事項3. HACCPについて。2018年の法改正により、原則として全ての食品等事業者はHACCPの手法を導入することが義務付けられました。制度化された後、1年の経過措置期間を経て2021年6月からは飲食店を含む全ての食品等事業者はHACCPを導入しなければなりません。義務化に向けた今帰仁村独自の対策はあるか伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 8番與那勝治議員の質問にお答えをいたします。

質問事項1. 今帰仁保育所へ向かう道路の交通環境整備についてお答えをいたします。今帰仁保育所へ向かう村道仲宗根運天線については、社協、団地、保育所の建設に伴い以前より交通量が多くなっている状況、また五差路も同様に交通量が多くなっていることについても認識をしております。今後は看板の設置及び停止線等で注意喚起を促していきたいと思っております。質問事項2については、教育長より答弁があります。

質問事項3. HACCPについてお答えをいたします。HACCPとは、安全で衛生的な食品を製造するための管理方法の一つで、問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能なシステムと理解しています。令和3年6月1日から食品衛生法の完全施行に伴い、営業者はHACCPに沿った衛生管理等の実施を求められます。村としましては、国及び沖縄県発行のリーフレット等での周知や講師を招聘しての講演会等の開催、関係機関との連携による事業者へのサポートも検討してまいります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの8番與那勝治議員の質問事項2.の仲原馬場の整地についてお答えします。仲原馬場の整地計画については、例年9月と小学校の卒業式が行われる3月の年2回の整地を計画しています。以上。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 質問事項1.からであります。答弁書を見てみますと、交通量が多くなっていることについても認識しており、今後は看板の設置及び停止線等で注意喚起を促していきたいというふうにありましたけれども、これ具体的にどのようにしていきたいというような方向はあるのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 8番與那勝治議員の質問に対して説明いたします。

先週9月14日に村といたしましては年2回の交通安全協議会を開いております。各小学校3小学校と中学校と本部署、土木事務所、天底小学校のPTAのほうから意見がありまして、五差路を現場確認しました。今、白線が引かれていて警察署のほうから指導がありまして白線ではちょっと責任が問われると、点線にしてくれと、五差路の中心のところにクロスの十字のラインを引いてほしいと、短いのと長いので優先を交通者に意識づけるのが一番の今の最善の策と、指導を受けていますので、この辺はまた警察署と調整しながら検討をしていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 点線、停止線ではなく白線ではなく点線、点線というのはどういうあれなのかちょっと説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 質問に対して説明します。

今、白線が引かれていて、白線だと止まれという意識になるということで本部署から指摘を受けまして、事故になると村が問われると。今帰仁村のほうで白線を引いて止まらなかったということになりますので、波線ですかね、波線で一応注意喚起をしてほしいということで、今指導を受けています。この辺はまた警察署と調整しながら進めていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時22分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時23分)

與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 今、おおむね理解いたしました。この五差路でありますけれども、今現在のあの状況においてはこの五差路で優先道路とかそういうのがあるのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 質問に対して説明します。

優先道路にしましては信号機のほうから新城組、上宏工業の通りが今優先道路になります。先ほども説明いたしましたがこの五差路の中心、旧中学校に曲がる場所です、こちらのほうに十字でクロスでやっ

て優先を長くやればちょっとは注意喚起ができるんじゃないかという本部署からの指導がありました。この辺を検討していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時24分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時25分)

與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 理解いたしました。五差路のこの安全対策というんですかね。その辺おおむね理解はしているんですけどこれ道ですよ、信号から入ってきて保育所に向かうこの道路、これ結構スピード出す車もたくさんいる話でもあったんです。これスピード対策とかそういうことは考えているのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 質問に対して説明いたします。スピード対策としては村長の答弁でもあったように、看板を設置しようかと思っておりますが、なんせこの道路宅地とぎりぎり、多分看板立てるとまた幅員がちょっと通行者にも不利になるのかなと、今一番いいのはハンプ、段差つけたりということなのですが段差つけると緊急車両の件でちょっとまた弊害を被ると、救急車が通ったりすると段差があるので、乗せている患者に被害を被るとということで、今方法策としてはハンプに見える色があるらしいです。この遠目から見ると段差はないんですが段差に見える方法もあるんですが、これはまたお金の問題がありまして、この辺はまた検討していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 今ハンプということが出ましたけれど、私もハンプを施したほうがいいのかなというふうにも思っております。車幅が狭くて近隣住民というのは家から出るとすぐ車道で、ちょうどこの通勤、通学時間帯になるとやはりこう焦っているものですからドライバーも、それで車結構飛ばすみたいなんですよ、歩行者が相当注意しないと本当に危ない道路だということで、看板とかその辺含めてもやはり足りないのかなと、向こうは法定速度見ると30キロというふうになっていました。これ生活道路としてなのかわかりませんが、30キロの法定速度でありますけれども30キロ以上普通に走っているんです。なので、これ強制的なこともある程度はやらないといけないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。改めて説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 質問に対して説明いたします。この辺は30キロで天底のPTAのほうからも駐車違反があるという話も聞いて、誰かはわかりませんが夕方になるとここで車1台、2台が停まるという、通行に支障を来しているということもありますので、この辺はまた再度ちょっと検討させていただきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 ぜひですね、安全対策考えて検討していただきたいというふうに思うんですけれども、これ信号から新城組に向かうところで一部この五差路過ぎたところ道が狭くなっているところがあるんです。その辺はどうなっているのか、現状お伺いしたいと思います。



○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について説明いたします。議員がおっしゃるのは多分カーブミラーの隣の角のほうかと認識しておりますが、いろいろありまして本当は村の土地だというような話も聞けております。前に五差路の池田アパートの行く道に通行止めがされていたかと思いますが、去年ですかねやったんです。この辺もいろいろあってちょっと住民とのトラブルもありまして、今後はちょっと交渉していききたいなど、この出ている分は村の土地の範囲に当たるという話が聞こえますので、この辺をちょっと再度確認して交渉していききたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 村の土地というところで、住民とのやはりトラブルもその辺も過去にもあったと、なかなか簡単にいかないと思うんですけれども、出ている部分、木も飛び出したりなんかありますよね。これ村の土地であれば村が撤去できるのかどうか、村が伐採できるのかどうかその辺説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 質問に対して説明します。実際、所有権がこちらのほうにあるということなので、こちらから向こうに出ているのであれば切れますけれど、向こうからこちらへ出ておりますので、この辺は今のところは伐採はできないのかなと考えております。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 道をこう塞ぐように出ているじゃないですか。これも切れとかそういうことも言えないのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 説明いたします。

指導としては村からは伐採をお願いすることは可能かと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時30分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時31分)

與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 この道幅が狭くなっているところ。これも地域住民含め地主さんとも話合い、協議をしながらぜひ安全対策を施していただきたいと。やはり今にも事故が起りそうな場所だというふうにも言われていますので、これはもう本当に今後事故のないような対策を施していただきたいというふうに思います。

続きまして、質問事項2.のほうに移りたいと思います。答弁書の中で例年9月と3月の2回整地を計画していますと、この例年計画どおり今9月で9月の整地が行われたということで今現在、この整地は終わっている状況なのか伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。9月の整地については、先週整地は完了しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 既に整地は終わったということですね。課長としては余裕綽々の誇らしげな顔でこの質問受けると思うんですけども、整地したところ昨日も今日も見てまいりました。整地した時期でありますけれどもやはり段差がある、水もたまっているこの辺どうなるのか、あのままでいいのかどうか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

年2回整地はしております。その都度、整地した後、どういうふうになってるのかというのは、雨が降って後とかはすぐ確認してでこぼこの状態が分かるんですが、どうしても1日から2日かけて整地するという制限がありまして、しっかり完璧な状態で仕上げるのは現状では難しい状況が実状です。この点に関して、毎回整備した後に確認を行いながら、次回どういった方法で整地をしていけばいいのかというのはちょっと改善しながら対応をしてきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 整地は終わりましたと誇らしげな顔をしながら次はまた検討をしていきたいとありましたけれども、年2回では足りないのではないかという声も相当聞かれるわけですよ。これ年2回ではなくもう少し回数を増やすこともできるのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

年2回の整地では少ないのではないかということで、そうですね、先ほど言われたとおり整地して後も整地が整備された状況ではないではあるのですが、この辺は現状等確認しながら予算化しながら対応していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 整地してもまた荒れて同じような状況の繰り返しになるかと思うんですけども、これ一度自分も考えてみたのですが、白いアスファルトとかそういうのもあって白いアスファルト敷いて荒れるのを防いだらどうかとか、ということも思ったこともありました。だけどやはり文化財として貴重な仲原馬場であって、馬場で遺跡としてあそこまで残っているのは多分今帰仁だけだと思います。大事な遺跡を壊さないためにも、先日答弁の中で今帰仁小学校の改築ですか、この辺も検討しているということでありました。そうであれば基本設計なり何なりの中でそのこの通学路、馬場を通らないような形で通学路もちゃんと確保した形でこの改築工事、設計に臨んでいただきたいというふうに思うんですけども、その辺説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

今帰仁小学校の現状の通学に関しては徒歩登校を推奨しながら、晴れている日は馬場の手前の白く舗装された箇所をメインとして、車で送り迎えがあると思うんですが、そこから徒歩登校を今促がしているところです。天気が悪い日、雨が降っているときは、やはり馬場のほうを利用するのは控えるようにという

のは現在できないので、今帰仁小学校の校舎の改築計画がありますので、その段階で通学路の見直し等も検討しないといけないと考えますので、その辺は学校教育課と連携しながら対応策を検討していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの8番與那勝治議員の質問についてご説明をいたします。

仲原馬場の現在車で送り迎えされる方、仲原馬場の奥のほうまで車を入れられる方もいらっしゃいます。先ほど社会教育課長からもありましたとおり、本村小学校・中学校、徒歩登校の推奨をしているというところで、なるべく100mでも200mでも歩くようにということで馬場についても、先ほどもありましたが入り口のほうでなるべくは降りて100mぐらひは歩いて登校してもらうようにということで指導はしているところです。あと今帰仁小学校の改築時でございますが、大型車両が入ってくることになります。その辺について馬場を通すのか、また馬場を通していくと松の根っこが傷むということもありますので、この辺は少し工事車両の動線についても検討していくことになるかと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 学校教育課長からも説明ありましたが、徒歩登校を推奨しているという中でなるべく手前ですか、馬場に入る手前のほうで降ろして徒歩で通学してくださいというふうな説明だったと思うんですけども、これ指導しているというふうにもあったんですが、どのような指導方法というんですかね、口頭で言っているのか実際現場でやっているのか説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

この辺は学校のほうからも保護者に対して説明を行っております。また校長先生のほうが去年まではおっぱ歯科の前のほうに横断する児童の安全確認ということでやっていたんですが、現在は校長先生が馬場の入り口、棚原豆腐店の近くで見守りを行っているという現状でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 校長先生が見守っているということで理解いたしました。文化財として本当に貴重な場所でもありますので、ぜひしばらくは整地して直すことしかできないのかなというふうにも思うんですけども、本当にものすごく起伏が激しくなっていますので、住民からの苦情がないような対応を求めていきたいというふうに思います。続きまして、質問事項3. でありますけれども、今、HACCPについて法改正に伴って少し読み上げたいと思いますけれども。食品関連事業者は遅くとも2021年6月までに7原則、12手順と呼ばれるガイドラインに従って食品を仕入れてお客様に提供するまでの工程を監視・管理することを実施しなければいけない。小さい事業者は、大規模な設備投資に見込めない中で、食の安全性は年々高まっております。このHACCP導入の大規模改修や設備投資ではなく衛生管理の手法を導入することで食の安全確保を義務付けております。このHACCP義務化に伴って取引先から基準としてHACCP導入していますかとか、そういうことが聞かれると思います。HACCP導入していないことによって、契約破棄もしくは契約更新できない、食品衛生管理のこの規準ですか、これも更新できないとか、今は罰則規定はありませんけれども、今後出てくると予想されております。村内の小さい食堂、弁

当屋そういったところたくさんあると思うんですけども、こういうところがこのHACCPを導入しようとしたときにものすごくハードルが高いのかなというふうに思います。この高いハードルをぜひ、村主導でHACCP導入に向けて手助けをしていただけないかなというふうに思っているんですけども、改めてこの辺の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 8番與那勝治議員の質問に対しまして説明いたします。

議員が説明していただいたとおり2021年から義務化となり、ただいまの期間は経過措置期間ということで1年間成約されているものと理解しております。今小さな食品を扱う業者についても今後義務化となれば、じきに罰則規定も来るというふうには想定されます。よって逆に今の時点から周知を行えば少なからず理解された業者については、そのHACCPについて詳しくなくてもある一定程度の理解ができれば逆にそれがメリットになることも想定されます。よって村としては、県・国からのリーフレット等々を十分活用しながら、村長の答弁でもありましたけれども、まずは周知に努めてしっかりとサポートすることによって他のまだその把握さえしていない、言い方は語弊がありますがけれども、そういった事業者との差別化が図れるのではないかとこのように考えられます。よって、これを機にまずは周知を徹底して講師等も招聘しまして、理解をしていただいてしっかりと取引を継続できるような体制づくりに努めていけたらというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 このHACCPでありますけれども、食品関連事業者これが全て対象となるわけですけども、対象と考えるとやはり民泊も全て、民泊家庭も含めて全て対象になると思うんですけども、この辺対象となるのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問について説明いたします。

全ての食品を扱うということが原則となっておりますので、民泊の方がそこで調理をし出すことによってそのHACCPに食品衛生法に該当するものというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 このHACCPでありまして、民泊にも該当されるというところで、やはり修学旅行含めて学校側はやはりその辺厳しいと思うんですよ。今まで民泊で今帰仁にたくさんの方が来られたと思うんですけども、やはりこう一つのこのハードルを超えない限り学校側としてはHACCPを導入しているかどうかということも聞いてくると思います。もし導入していなければ今帰仁村この修学旅行、民泊の対象地から外れるという状況も考えられますので、これは民泊家庭含めて先ほどとかぶるかもしれないんですけども、この辺どのように周知し、そして指導といいますか、導入に向けた動きができるかどうか伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問について説明いたします。

村長の答弁にもございましたけれども、しっかりと関係機関と連携したいというふうに考えております。

そこで想定する関係機関といいますのは観光協会、商工会でありまして、その中で民泊の講習等もプログラムといいますか村の事業の中で入っているのもありますので、一括交付金を活用した事業の中にもありますので、それを活用することによって対応できるのではないかと考えております。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 対応できるというところで理解をいたしました。食といえばやはり今帰仁村だけでなく給食があると思うんですけども、給食に関してHACCPとかその辺はどうなっているのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの8番與那勝治議員の質問についてご説明申し上げます。

議員がおっしゃられたとおりHACCPというのは衛生管理の手法等を示されたものでございます。学校給食においてはこのHACCPを踏襲した形で学校給食法に規定されている作業手順を踏んで作業をしております、ということで毎年サンプルの抜き取り調査であったり、給食をつくる際の作業手順であったりというところの検査も実施しているところでもありますので、今のところ問題はないのかなというところでもあります。HACCPについては必ずしも認証を得なければならないということではなく、手順をしっかり踏襲していきなさいということでもありますので、そういう方向で給食については従来から作業について気をつけているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 給食についてでありますけれども、学校給食法で指定されているところでありました。これは例えばどのように管理しているというんですかね、ペーパーにチェックしてそれを保管しているのかどうかその辺、毎日毎日こうチェックしているのか、HACCPの中では今現在でも食品はそうなんですけれども、抜き取り検査で定期的に検査していくんですけれども、HACCPでは工程を管理して抜き取り検査ではない、工程を管理した中でリスクを下げようという動きであります。この動きの中でこのチェックされたものはペーパーで管理されているのかどうか、保管されているのかどうかその辺伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 はい、ただいまの質問についてご説明いたします。

現在、給食センターにおいて工程管理等、ペーパーでの管理はチェック等含めてやっております。あくまでも目視でのチェックということになっておりますが、今後必要になってくるようであればその辺も徹底していく必要があるのではないかとということで、給食センターとは話し合いは持っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 このHACCPの手法、12手順というのがありまして7原則、この12番目最後のところに「記録した内容をどのように文書化しどのように保管するかを決めなければいけない。」というふうにあります。この辺HACCPでも厳しそうな給食法でありますけれども、この記録を文書化し保管しなければいけないHACCPの規準に対して、給食センターもそこまで導入しなければいけないと

思うんですけども、その辺説明求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

今、その細かい資料をちょっと持ちあわせておりませんので確認を行いまして、その管理についての資料を保管しなければいけないのか、何年保管するのか等々含めて、今後給食センターと調整しながらその中でまた食品を扱いますので、そこでペンを持ったり用紙を持ってやるとかその手法等、作業の流れとかもありますので、含めてちょっと調整はしていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 このやはりペーパーで管理することは必要かと思うんですけども、毎日のようにこう業務があつてたくさんのものであつて、これをペーパーで管理し保管するというとやはり大変なことだろうなというふうにも想像できます。自分もいろいろ調べてみましたら、ペーパーではなくてアプリがあるようで、アプリで管理すると後追いもできますし、HACCP導入してますよという証拠にもなる、そういうものがありますので、ぜひアプリを取り入れて給食センター含め民泊家庭そういうところにも生かしていただきたいなというふうに思います。今帰仁村はやはり農業が盛んな村であり、近年も観光産業も盛んになって食も大切なキーワードとなっております。農が織りなす食の村として、今帰仁はあってほしい、今後発展していけるようになると思いますけれども、このHACCP導入というのはとても大事な転換期にもなると思います。HACCP導入に対して村が主導的に導入を後押ししているところはまだ新聞等でもあまり聞かれないと思うんですよ、今帰仁村はこれを先がけてHACCPを支援していますというふうなところまで持っていったらというふう思うんですけど、この辺最後に村長の答弁を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 8番與那勝治議員の質問にお答えをしたいというふうに思っております。

農が織りなす食の村というふうにキャッチフレーズもございました。まずはおそらく多数の方がまだこのHACCPということ存じ上げてないというふうに思っております。そういったHACCPとは何ぞやという概念からまずは始めて、そしてまたHACCPの義務化の概要やまたこれからの対応スケジュールを立てていって、そしてまた対応しない場合のこの罰則等も今後科せられてくるのかという面も含めて、先ほど経済課長からもありましたとおり周知からしっかり徹底していって、そしてまた関係機関とも連携してあらゆる媒体なども活用できるものであればそれも活用して村が主導できるところもいろいろ協議しながら今後対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 はい、周知していくところもあるんですけども、やはりこう他の自治体、新聞、報道含めてあまり見たことがないので、今帰仁村が先がけてやってほしいと思います。この辺熱くですね、今帰仁村はやってやるんだみたいな、熱い思いをやはり持たないといけないと思いますので、観光もやはり主力産業となってきますのでこの辺絶対大事です。なので村も後押ししていると、村民一体となってこの食を応援しているという姿勢を見せてほしい。それと県内自治体に先がけて今帰仁村が取り組

んでいる姿勢を見せてほしい、その辺を踏まえて最後となれるように答弁求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 8番與那勝治議員の質問にお答えをしたいというふうに思っています。

やはりまた食の安心・安全を守るのも行政の果たす大きな役割だというふうに思っております。そのHACCPの導入についてはしっかり、しっかり対応していきたいと思っております。またご教示のほど、よろしくをお願いします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

(散会時刻 午前11時58分)